

大阪市此花区役所清涼飲料水自動販売機

設置事業者募集要項

令和8年1月
大阪市此花区役所

大阪市此花区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市此花区役所（以下「当区」という。）が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

所在地（住居表示）	設置場所	台数	仕様	最低使用料（予定価格）※ (月額・税抜き)
此花区春日出北1丁目8番4号	此花区役所庁舎1階	2台	薄型タイプ	42,125円

※1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。

※2 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有しない者
- (4) 法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、当該許認可等を受けていない者
- (5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること
- (6) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 当区が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用許可条件

ア 設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものとします。

また、薄型タイプ販売機とすること。(寸法については資料2を参照)

誰もが利用しやすい設置方法等に十分配慮すること。

イ 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とします。

- ・使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。
- ・更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年（最長で令和13年3月31日まで）を超えることができないものとします。

※ 本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や、上記アを満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにも関わらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。

・使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

ウ 使用料

本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税を加算します。使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公共又は公用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

エ 保証金

設置事業者に決定し使用許可する際には、使用料の3月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付していただきます。ただし、使用料全額を一括前納したときは保証金を免除します。

オ その他必要経費等

光熱水費及び電源の引き込み工事等にかかる経費は設置事業者の負担とします。清涼飲料水自動販売機の電源について、必要に応じて此花区役所内の既設コンセントを使用できますが、此花区役所が別途発行する年額分の請求書（納入通知書）により納入期限までに納入してください。（設置する機種の定格消費電力等により此花区役所で算定します）

清涼飲料水自動販売機及び回収ボックスについて、設置、修理、入替及び撤去に要する工事費、維持管理費、衛生管理費、移設費、搬送費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

(2) 使用上の制限

- ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- イ 2-(4)にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ウ 自動販売機を第三者に使用させてはならない。
- エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪市側の指示に従うこと。
- オ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）とすること。
- カ 酒類の販売は行わないこと。
- キ 器は、缶・ペットボトル・紙パック等の密閉型とすること。（紙コップでの販売は不可）

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようすること。
- オ 自動販売機には、トラブル発生時等に利用者が連絡できるよう連絡先等必要事項を記載したものを貼付し、自動販売機に関するトラブルには速やかに対応すること。

(4) 原状回復

物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可時の現状に回復してください。

(5) 前記(1)、(2)に定める物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります。その場合は協力する義務があります。

また、本市の事務事業遂行上必要となる場合は、調査等を求めることがあります。

4 応募手続き

(1) 申込受付期間

令和8年1月15日(木)～令和8年2月17日(火)
午前9時30分～正午、午後1時～午後5時
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
大阪市此花区役所総務課(此花区役所3階32番窓口)
電話: 06-6466-9625

(3) 申込みに必要な書類

- ア 応募申込書(本市所定様式)
- イ 誓約書(本市所定様式 A4サイズ両面)
※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。
- ウ <個人>印鑑登録証明書
<法人>印鑑証明書
- エ <個人>住民票の写し
<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります)
- オ 2-(4)にかかる許認可等を受けていることを証する書類
※ ウエについては、発行後3か月以内のものに限ります。
- ※ 本市が応募の受付に際し取得する個人情報は、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

※ 提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

(4) 応募の手続き

受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参してください。(送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。)

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(5) その他

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

(1) 質問受付期間 令和8年1月15日(木)～令和8年1月28日(水) 午後5時まで

(2) 電子メール送信先 td0001@city.osaka.lg.jp 大阪市此花区役所総務課

(3) 質問回答予定 令和8年2月4日(水)

回答要旨は此花区ホームページに掲載します。

(6) 応募にあたっての留意事項

ア 価格審査後の使用許可は、応募申込書及び登記事項証明書に記載された名義以外では行いません。

イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。

ウ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。

通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

5 価格提案及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案日 令和8年2月20日(金)

価格提案書提出期限 午前10時15分 (10時00分入札室開場)

審査開始時間 価格提案書の投函締切り後即時

※ 価格提案審査は、入札室に設置している時計が午前10時15分になると同時に開始し、価格提案開始後の価格提案はできません。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号 (此花区役所3階)

大阪市此花区役所3階 講堂C (10時00分から入室可)

(3) 提出書類等 (当日持参するもの)

ア 委任状 (代理人により応募しようとする場合)

イ 実印 (代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印(実印)の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書(委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印)と一緒に入札箱に投函してください。なお、価格提案書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、2台当たりの月額使用料（税抜き）を表示してください。

(6) 價格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 價格提案審査

- ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。
- イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。
- ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの。
- イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ウ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの
- オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ク 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- コ 価格提案に關し不正な行為を行った者がしたもの。
- サ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は、本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ最高金額をもつて価格提案した者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の使用予定事業者名及び決定価格の発表を行います。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

また、全応募者の「応募価格」及び「応募者名」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、本市ホームページ上で公表します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名および落札金額を回答します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請の手続き

令和8年3月2日（月）までに、応募申込書に記載された名義で、「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

7 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- イ 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ウ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

8 その他

- (1) 使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

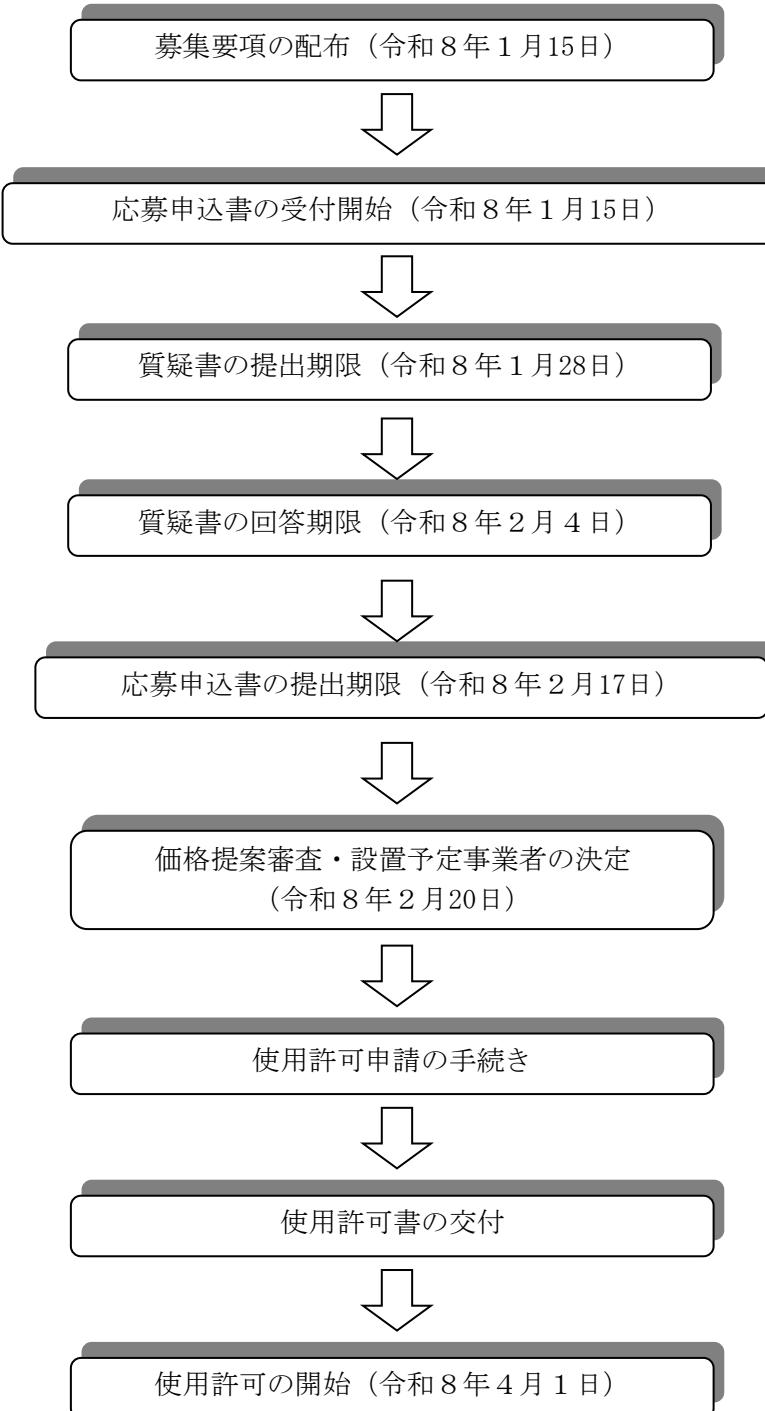
募集に関する問い合わせ先：大阪市此花区役所総務課

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

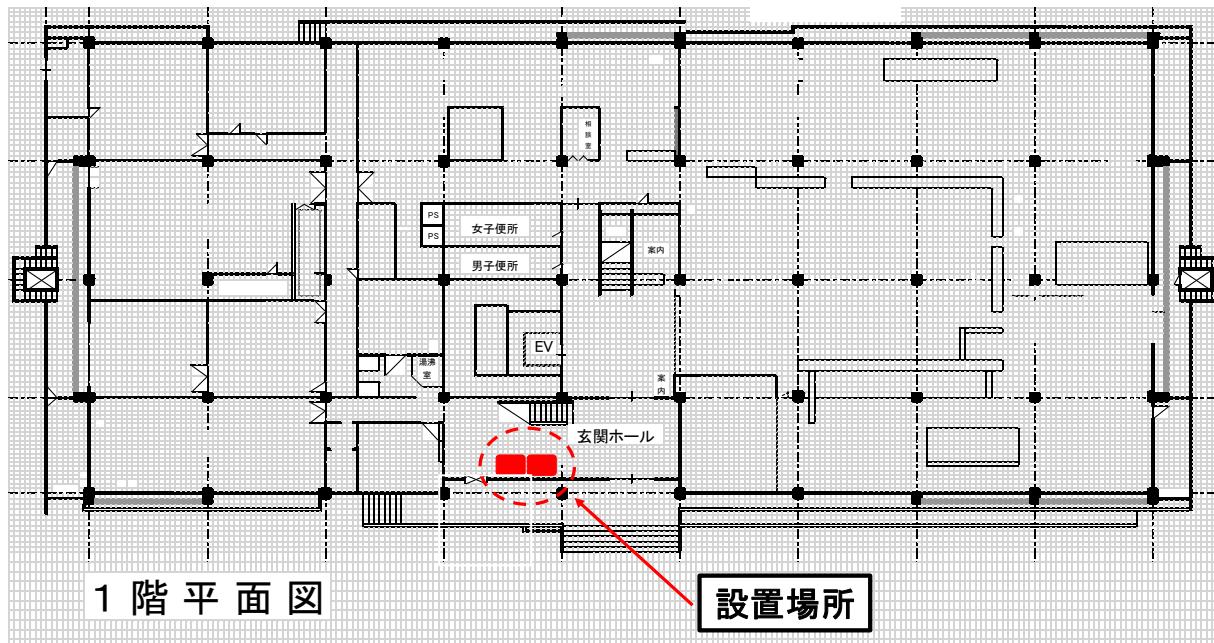
（此花区役所3階）

電話 (06) 6466-9625

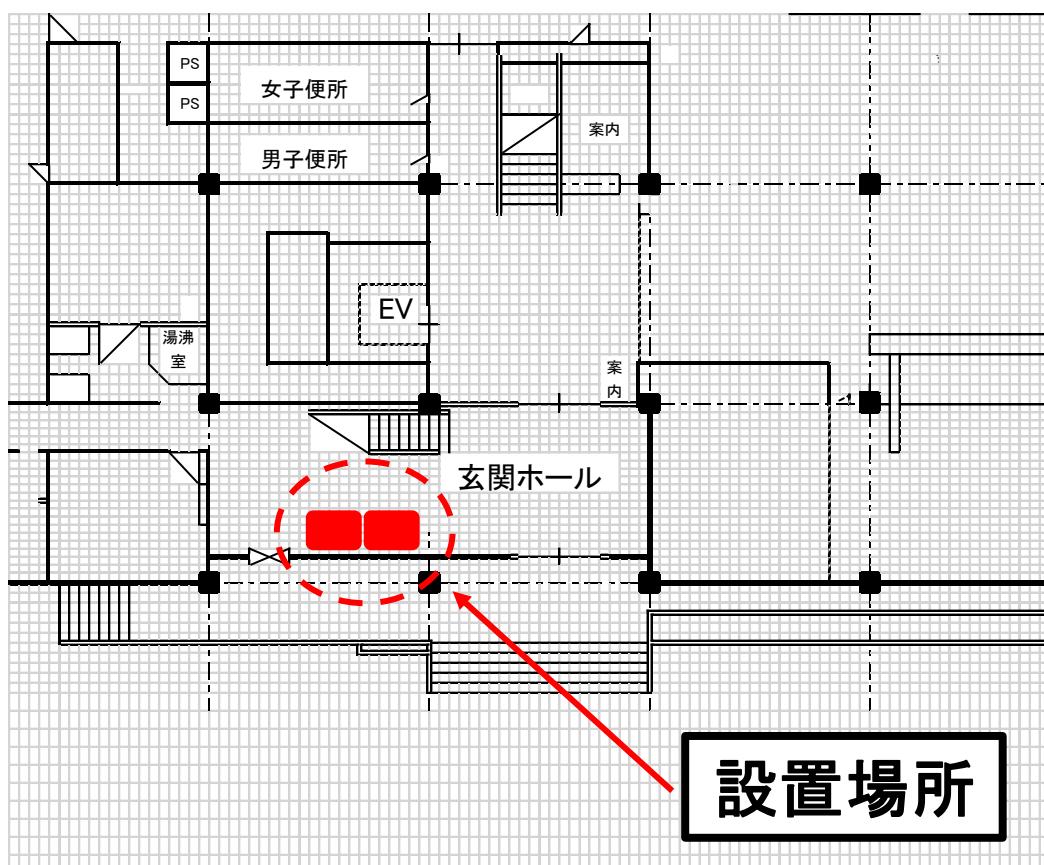
事業の進め方



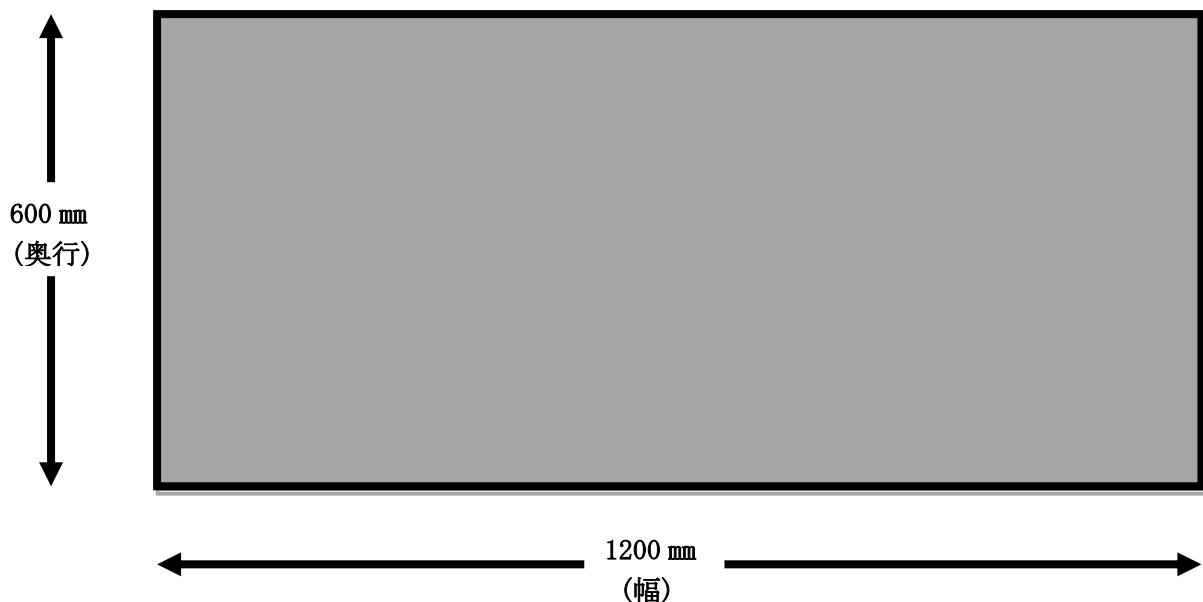
資料一 1 自動販売機設置場所 位置図



部分拡大



資料一2 自動販売機設置場所 外寸図



※上記は一台あたりの寸法

※設置する自動販売機のサイズについては外寸図を超えないものとすること

(応募申込書(表))

受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市此花区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- 1 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- 2 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- 3 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有しない者でないこと。
- 4 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者でないこと。
- 5 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- 6 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- 7 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- 8 当区が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- 9 本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから1年を経過しない者でないこと。
- 10 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は決定事業者のみ）」を公表することに同意します。

・申込者 住 所
(所 在 地)
電 話 番 号
E - M A I L
氏 名
(担当者氏名)

・応募物件

大阪市此花区役所清涼飲料水自動販売機

2台

・添付書類

- ア 誓約書（本市所定様式）
- イ <法人>印鑑証明書
<個人>印鑑登録証明書
- ウ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります）
<個人>住民票の写し
- エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合、許認可等を受けていることを証する書類

※ イウについては発行後3か月以内のものに限ります。

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	行政財産の使用に際して、条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。

(物件の表示) : 名称 大阪市此花区役所庁舎1階、所在地 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市長 様

年 月 日

| 所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日 生

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するためには必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住 所

氏 名

(事務担当者)

氏 名

電 話

E - M A I L

質疑内容

(記入例 ; 募集要項 P 番号 の〇〇〇〇について)

電子メール送信先 : td0001@city.osaka.lg.jp

受付期間 : 令和 8 年 1 月 28 日 午後 5 時まで

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市此花区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項において、下記の金額で当該設置事業者として使用許可を希望します。

住 所

氏 名

印

応 募 価 格

円

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 応募価格は2台当たりの月額使用料（税抜き）とします。
- 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

価格提案書の記載についての注意事項

(1) 訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないでください。必ず、楷書でボールペン又はペンなどで記載してください。

(2) 「年月日」欄は、価格提案の実施年月日（令和〇年〇月〇日）を記入してください。

(3) 「住所、氏名」欄及び「実印」は、「応募申込書」の記載内容と一致するようにしてください。

ただし、代理人（委任状が必要）が価格提案をする場合は、「住所」「氏名」欄に委任状の「委任者」欄に記載した「所在地」「法人名称」及び「代表者氏名」を記載し、さらにその下に「上記代理人」と記載し、委任状の「受任者」欄に記載した「氏名」を記載し、「受任者」欄に押印した「印」を押印してください。

(4) 「金額」欄は、1枠に1字ずつ算用数字「1、2、3……」で記載し、金額の前枠に「¥」又は「金」を記載するか、押印による『留印』をしてください。

(5) 応募価格には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。

(6) 誤って記載し訂正する場合は、その部分を二重線=で抹消し、訂正印を押印のうえ正しく書き直してください。

「金額」欄を訂正する場合は、誤った数字だけではなく、金額全てを二重線=で抹消し、訂正印を押印のうえ、金額すべてを正しく書き直してください。

(7) 使用許可を希望しないこととなった場合は、必ず価格提案書の「金額」欄に「辞退」の旨を記載して提出（投函）し、価格提案書を持ち帰らないでください。

(8) 「最低使用料（予定価格）」を下回る価格提案は無効となりますので、十分注意してください。また、価格提案書の記載事項に不備があれば、内容により無効となる場合がありますので注意してください。

記載例

価 格 提 案 書

令和〇年〇月〇日

大阪市長 〇〇 〇〇 様

大阪市〇〇区役所自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

住 所

大阪市中央区本町1丁目4番5号
株式会社 連調

氏 名

代表取締役社長 管財太郎
上記代理人 大阪 花子

大阪

代理人が提案するときは、氏名の下に上記代理人と記載し、代理人の氏名を記載してください。

応募者本人が押印する場合は実印を、代理人が押印する場合は委任状に押印している代理人の印鑑を押印してください。

金額の前に留印

応 募 価 格

¥ 4 2 1 2 5 円

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 応募価格は2台当たりの月額使用料（税抜き）とします。
- 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印して下さい。

(例) 1,235 円 を 1,335 円と訂正する場合

1,335

3

(正)1,235

(誤)1,235

令和 年 月 日

委 任 状

大阪市長 横山 英幸 様

(委 任 者)

住 所

氏 名 印

実印

下記の者を代理人と定め、貴市における大阪市此花区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

(受 任 者)

住 所

(所 在 地)

氏 名

印

申請書（表）

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長

申請者 住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日 生
担 当 者 名
連 絡 先
E - M A I L

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので、許可くださるよう申請します。なお、申請にあたっては、本物件の事業者募集にかかる募集要項の内容を確認しており、使用許可を許可しない相手方者ではないことを誓約します。

記

1 名 称 大阪市此花区役所庁舎 1 階

2 所 在 地 大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 10
(住居表示) 大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号

3 使用面積又は数量 2 台

4 使用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 使用目的
自動販売機設置

6 添付資料
(1) 位置図
(2) 使用計画図

誓約事項

大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪市行政財産使用許可書

大阪市指令此総第 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名 様

大阪市長 横山 英幸
(此花区役所総務課)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本市 区管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在 大阪市此花区春日出北1丁目8番10
(住居表示) 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
名 称 大阪市此花区役所庁舎1階
面積 [又は数量] 2台
使用部分 詳細別図のとおり

(用途)

第2条 使用者は、前記の物件を清涼飲料水自動販売機の設置の用に供するものとし、自動販売機による商品販売について自らの責任と負担により、次の各号を遵守し、商品の搬入その他で本市の業務に支障を与えないようにしなければならない。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- (2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

(使用期間)

第3条 使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

- 2 使用者は、前項に掲げる使用期間満了から1年以内の期間で更新することができる。ただし、更新後の使用期間満了日は、当初許可の日から5年を超えることはできない。
- 3 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けない場合には、期間満了日の3か月前までに、書面にて更新しない旨の意思表示を行うこと。
- 4 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに、書面にて申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、総額 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別途発する納入通知书により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の使用料は、第10条第1項第1号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第5条 使用者は、保証金として金 円を令和 年 月 日までに本市に納入しなければならない。

2 保証金は、使用料等の納入を遅延した場合においてこれに充当するほか、本市使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってなお不足額があるときは追納しなければならない。

4 保証金は、第11条の定めによる原状回復をしたときに、これを還付する。

(延滞金)

第6条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第7条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第9条 使用者は、使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

(2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

(1)使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第11条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。
(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第14条 市長は、使用物件について隨時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。